

## 豊前国（大分県関係）における廃藩置県の行政

金 丸 吉 郎

### 一 はじめに

天正十五年（一五八七）、黒田孝高が十二万三千石の大名として中津城主となつて以来、江戸時代、細川・小笠原・奥平と約二八〇年間続き、明治新政府を迎えたわけであるが、中津藩第十五代藩主奥平昌邁公は、他藩にさきがけて版籍の奉還を行なつた。

ここで昌邁公は中津藩知事に任命されたのである。

長期間の徳川幕府から一夜にして明治新政府を迎えたため、明治初期は不安と焦躁で各地に一族が起り、民政の安定は容易にならなかつたが、中津藩もそれにもれず幾度かの変遷を余儀なくされ、明治九年八月に至つて大分県に編入され、ここで漸く安定した行政を見るに至つたのである。

これら中津藩の変遷の跡をたどつて、漸く定着するまでの経緯を列記してみよう。

### 二 中津藩の変遷

明治 5年 (1872)	明治 4年 (1871)	明治 3年 (1870)	明治 2年 (1869)
六月 中津藩知事奥平昌邁、最後の藩管内の巡視を行なう。	九月 中津藩は職制改革を行ない、大參事等を置く。	六月 磨藩置県の公布にさきがけて藩主奥平昌邁公、版籍を奉還し、中津藩知事となる。	十一月 中津藩は職制改革を行ない、大參事等を置く。
七月 戸籍法が施行され、左記の太政官布告第十七号が布告される。	七月 正式に磨藩置県の布告が出て、中津藩は「中津県」となる。	十一月 府県分合を定め、中津県は下毛郡・宇佐郡と共に、新設の小倉県に編入される。	
八月 戸籍調査の前提として数ヶ村をまとめて小区とし、小区をいくつかまとめて大区とする全国一律の行政区画を定めた。大分県は八大区一六〇小区、小倉県は九大区一〇三小区とした。	この時、豊前の八郡が小倉県、豊後の八郡が大分県、全国は三府七三県となる。小倉県は上毛郡の千束と宇佐郡四日市に出張所を設け、中津は千束出張所管内に入る。		
五月 千束、四日市の両出張所は廢止となる。			
六月 中津城松御殿跡に「小倉県中津支厅」が設けられ、上毛・下毛・宇佐の三郡を管轄す。初代支庁長・堀尾重興。全国一律に新しい戸籍がつくられ、これまで姓のない平民にも姓をつけ族称			

明治9年 (1876)	明治8年 (1875)	明治6年 (1873)	
四月 小倉県は廢止され、豊前一円は福岡県に併合される。下毛・宇佐二郡も福岡県に属す。	七月 区制を改正し、上毛郡を五小区に分つ。	五月 太政官制を改正する。	七月 小倉県は、「区長・戸長職掌及心得書」を発表し新しく任命した区長名と管轄区域も改めて発表した。これが後掲の「心得書」と「豊前国各郡区町村区長戸数管轄等概表」である。これは北九州市の県立図書館に秘蔵されているものである。
八月 豊前国内の内、下毛・宇佐の二郡が大分県に編入される。	八月 中津に「中津公会」、宇佐に「民会」ができる。戸長の宣選反対運動が起る。	十二月 行政区画の改革により、小倉県は九大区にわけられる。	十二月 十二月二日で明治五年を終り、翌三日を太陽暦の明治六年一月一日とする。
大分県第十大区。	十一月 山国川の呼称統一。從来山国川・高瀬川・広津川・中津川・裏川と所々により異っていた呼称を、小倉県令により「山国川」と呼称を統一する。		

従来民選であった戸長を官選にする。中津支庁長・馬淵清純、中津の民衆これに憤激する。

明治11年 (1878)	明治10年 (1877)
	二月 戸長の官選反対運動により再び民選となる。
	三月 「中津隊」挙兵。隊長増田宋太郎、副隊長梅谷安良ら総勢六十余名、大分県中津支庁を襲い、支庁長馬淵清純・次席堀兼元修ら横死。
	中津支庁は寺町大法寺に移る。
四月 下毛・宇佐・国東各地に農民一揆起る。	
	増田らの「中津隊」大分県庁を襲い城内に火を放つ。大分監獄焼失。
七月 民選戸長を廃し再び官選とする。	
	中津支庁を古博多町に設ける。支庁長・水島均。
九月 「中津隊」増田・梅谷ら最後まで西郷軍と共に行動し奮戦する。二十四日城山で戦死する。	
七月 中央集権的近代国家の機能を高めるため、太政大臣の布告により、「郡区町村編成法」が制定され、府県の下に郡区町村を設けることが決まった。	
十一月 大分県の布達	
「今般第十七条公布により、従前の大小区画を廢し、郡町村を左の通り編成候条、此旨布達候事	明治十一年十一月一日
大分県令 香川真一	

これにより大分県下は十二郡制となる。

中津支庁は廢止され、中津町として新発足し、一戸長をもつてこれを統轄することになった。

金谷笠御殿に下毛郡役所を設置し、郡長に、鈴木間雲を任命。これにより下毛郡は、一町九ヶ村となる。

宇佐郡は四日市村に郡役所を設置し、郡長に麻生貞樹を任命、所轄は全部で二四〇ヶ村。

明治新政府になって以来、十一年間を費して漸くここで大分県行政に入り定着したわけである。顧みればその足跡はめぐるしく、夥しい変化の連続であった。

中津藩—中津県—小倉県—福岡県—大分県と度々の行政区轄の変遷を経て、漸くここに現在の中津市・下毛郡・宇佐市・宇佐郡の姿が定着したのである。

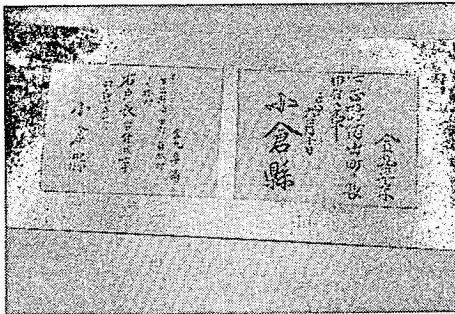
戸長  
区長・戸長へ告諭  
職掌及心得書

戸長任命書

今般公撰入札ヲ以テ其方等ヲ区長戸長ニ任スルハ即チ衆人ノ擧ル所、官ノ檢スル所ニシテ区民ノ幸福其方等ノ面目亦少トセス。今也 皇國隆運ノ際百事更始日新開化ノ進歩正ニ

朝暉ノ海涯ヨリ昇臨シテ光輝灼々タルニ似タリ。

衆庶誰カ之ヲ仰カサル者アランヤ。又是ヲ歎ハサル者アランヤ。蓋時勢此盛運ニ通り、人民此ノ仰歎ヲ來ス、是全ク 聖上ノ御誓文日月ノ天ニ麗カ如シ。万古不拔ノ御国基被レ為立ヨリ起り、隨テ群臣百僚能ク其 叡旨ヲ奉體シ、國民ヲ開化ノ場ニ鼓舞シ文明ノ域



ニ進歩セシム。

朝廷既ニ如此。之カ下タル者、勉強奮勵豈其舊習ヲ洗滌セサルヘケンヤ。又其遊惰怠慢豈醉夢ヲ醒ザザルヘケンヤ。是ニ回テ天命稟賦ノ分ヲ盡シ、両間萬物ノ靈タル名ニ不負様、相共ニ公益ヲ謀リ、富國ヲ致シ、遂ニ皇國ヲシテ開化文明ノ極ニ至リ、海外萬邦ニ深鑑セシム。是今日ノ人民挙テ相励ミ相樂ム所ノ標的ナリ。然而県廳ノ管内人民ニ於ケル家論戸説ズル能ワス。是乃チ其方等ヲ箇抜スル所以ナリ。其任豈重カラスヤ。於是乎上ハ朝意ソ所在ヲ奉認シ、中ハ県廳ノ命令スル所ヲ奉勤シ、下ハ区内人民ノ擔代ナル義ヲ明辨シ、謹テ夙夜ニ黽勉、其職ニ恥ル事勿レ。今其方等ノ職掌トスル節目ト事務ノ章程トヲ槩略記載シ、以テ掲示スル事如左

### 区内長職掌及心得

一 区長ナル者ハ人民保護ノ御趣意ヲ牴認シ、県厅ノ命令スル所ヲ奉シ、区内ノ事務ヲ統理シ、上意能ク下ニ貫キ、下情能ク上ニ達スルヲ要ス。

一 区内百般ノ事務ヲ統理スト雖モ、一村一町ノ常務ハ其戸長ニ分課シ、各其職掌ヲ尽サシメ、以テ之ヲ提統全修スヘシ。  
一 一村一町ノ常務ハ其戸長ニ課スト雖モ、總括ノ權アルヲ以テ、区内ノ人民ニ対シ直ニ取調ル事モ有ヘシ。萬般注意トモトモギヨンシテ、区内ノ人民ニ於ル猶戸長ノ人民ニ於ル如クスヘシ。聊隔絶ノ義ナク、務テ親睦ナルヲ要ス。  
一 戸長及里掌ノ勤情ヲ檢シ、其勤ルヲ獎励シ、其怠ルヲ督責スルノ權アリ。  
一 区内戸長里掌及人民ニ對スル、公私ニ限ラス礼節ヲ正スルハ勿論ニシテ、協和親睦吉凶相嘉弔スルノ意ヲ失フ可カラス。苟モ其職ニ驕リ、其權ニ慢シ、人民ヲシテ畏縮セシムルハ今日ノ御政體ニ戾レリ。堅クコレヲ戒メ、惟人民ヲシテ自主ノ權ヲ得セシムルヲ要ス。

一 各村市内里掌ノ撰任黜陟或ハ適宜ヲ以テ議者ヲ置等ノ事、戸長ト共議公平ニ処分シ、各上意ヲ奉執シ、事務ノ用ヲ尽サシマンヲ要ス。

凡官員ニ対接スル、敢モ礼節ヲ正シクシ、謹勅ヲ失フ可カラス。

凡百ノ舊幣ヲ蠲除シ、新利ヲ起シ、及ヒ窮民ノ撫恤<sup>スクヒ</sup>、<sup>ガクモソジヨ</sup>學<sup>ラコシ</sup>ノ興立、盜難<sup>ミニクキフウ</sup>ノ予防、其他田畠耕耘、山野開墾<sup>ミシサヲ</sup>、溝澗疏通、河海運漕等之事、地勢ニ係リ、沿革ニ隨ヒ施行スヘキ事件ニ於テ意見アラハ、之ヲ戸長ニ謀リ、或ハ之ヲ議<sup>サウダシニン</sup>者如シクハ、里掌等ニ謀リ、其意見ヲ聽キ、衆議一決必無害有益ノ策アラハ速ニ県庁ニ告上スヘシ。尤事ニヨリ「已オモヒツキ」獨見トイヘビ、見込ノ筋ハ告上スルヲ許ス。

祭政一致ノ義アルヲ以テ、神官ヨリ区長ヲ兼子、区長ヨリ神官ヲ兼ルモアルヘン。之ニ回テ、凡区長モ亦崇神守教ノ意ヲシ、人民ノ懶惰<sup>ナカケラコタリ</sup>ヲ戒メ、或ハ不貞不忠ノ男女ヲ教化シ、總テ区内ノ幣習<sup>ワルキナラハセ</sup>ヲ除キ、醜態<sup>ミニクキフウ</sup>ヲ去ル、是亦区長ニ闕二閑レリ。宜ク以稟議施行スヘシ。

### 戸長職掌及心得

戸長職掌及心得  
戸長ナル者ハ、其所轄<sup>アグカルトコロ</sup>村町ノ事務ヲ管理シ、県庁ノ趣旨ヲ奉認シ、区長ノ告達ヲ承ケ、上意ヲ下ニ施キ、下情ヲ上ニ達スルヲ要ス。

一所轄市内ノ事務ハ管理スト雖<sup>モ</sup>、其施行スル上ニ於テ、里掌ト治議<sup>ヨクナツウゲン</sup>シテ公平ニ出シメンヲ要ス。  
但官ヨリ臨機<sup>モヨウヨリ</sup>戸長ニ令告スル事件アラハ、施行之上ニ区長ニ告ルモ有ルヘシ。

一町一村ニ於テ、士族卒神官大中農商ノ内、善良忠直ノ者三四名如シクハ五六名議事者撰置<sup>エラヒオキ</sup>、舊幣ヲ除キ、新利ヲ起及窮民撫恤、鄉学興立、盜難予防、其他物産開墾等ノ事共議、其方法ヲ立て、区長ト稟議処分ス可シ。  
百件事務之施行農時ニ不違、家業ヲ不妨様可ニ配慮<sup>マツタダ</sup>ハ勿論ナリ。凡ソ人民ニ対接シテ、取調ル事件等勉テ煩ヲ去り、簡二就キ、稼業ノ障リ不相成様、戸ニ到リ家ニ到リテモ、厚ク辨理<sup>ハカラクヨサム</sup>スルヲ要ス。

但村市トモニ里掌及駆使、走丁等ニ矯レ令達レ達ノ事ナク、人民ヲシテ猥ニ煩勞ヲ不レ生様注意スベシ。

所轄ノ里掌及人民ニ對スル礼節ヲ正フシ、且協和親睦スルヲ要ス。苟モ其職ニ驕リ、其權ニ慢シ、人民ヲ畏怖セシムルナク鬼角人民ヲシテ義ニ懷カシメ、厭フテ恐レシムルナカレ。

区長ノ告達ヲ承ケ、区長ノ検可<sup>シラベズミ</sup>ヲ取ルト雖モ、有益無害ノ見コミ筋ハ里掌或ハ議者ト共議、得失利害ヲ明辨シ、<sup>スヂニシテ</sup>其條理ヲ討論シ、区長採用不レ致節ハ直ニ県庁ヘ届出、其公平ヲ得ルノ<sup>モナマヘ</sup>權アリ。

官員区長ニ對スル宜シク其分限ヲ守リ、礼節ヲ正シ、百事謹勤<sup>ヲトナシキ</sup>ヲ失フベカラズ。亦旅客等ニ對シ深切<sup>シシセツ</sup>ヲ尽スベシ。

### 庶務課之事務条目

戸藉、送籍、入籍、寄留、出生、死亡

貴族、隱居家督、貴族替、帰農商、遊学、撰舉

神社寺院、祭祀法会、諸興行、社寺修繕、改宗願

区長、戸長進退

祠官、祠掌、僧侶進退

音曲、歌舞ニ閥スル事件

学校

会社

新興ニ産業、但税法ニ於テハ租税課ニ涉ル

新開ニ商業、但同上

螺寡孩獨廡疾<sup>タチユキガタキナンジウモ</sup>ヲ救恤ス

ステゴ

棄兒<sup>ヲ</sup>保育ス

善良人材并孝子節婦義僕ヲ旌表シ及貧困ヲ検査撫救ス

凡銃砲及兵器

著述及新聞紙発行

駅逓郵便

御布告ヲ頒布シ県庁ノ布告令旨ヲ頒布ス

聽訟課之事務條目

聽訟

断獄

逮捕

視察檢使

人民変死

斃路、溺屍、挂縊

路頭病者及路上危難ニ逢フ者

盜賊

火災

処刑人、懲役

囚獄

トリテ  
亡ノ者進退

租稅課之事務條目

正租

雜稅

稅則

溝、洫、堤防、道路修理、橋梁亘架

豐凶檢查及凶年予備

山林

勸業

荒地起返及開墾

動植物ノ殖否

出納課之事務條目

金穀出納

序中諸費渡

旅費仕出

月給仕出

諸貸附返納物

学校費

營繕費

舊官舍及兵器取纏  
フルナクンヨウ

祝寿賜金

棄児飯米渡

右県庁四課ノ条目相心得諸願伺届等其筋へ進達真議可致事

願 伺 届

県庁四課ニ依テ各文法書式シタタメカタ異同アリ。其文法雛形各課ニ於テ是ヲ示ス。宜シク之ニ倣フベシ。

届 伺 願 書 ヲ 上 ル ノ 法

凡願伺一区内關係ノ常務ハ区長持參スベシ。尤重大ノ事件ハ一村一町ノ事ト雖モ区長持參スルヲ要ス。

但区長病氣等ノ時ハ戸長之ニ代リテ可ナリ。一村一町ノ事ニシテ戸長病氣等アラハ隣戸長如シクハ里掌之ニ代ルヲ得ヘシ。

御布告并県庁布告ヲ区内人民ニ告知スル法

凡御布告其外一区ニ一部ヲ頒ツ。区長熟見トクトミテウツシト写取り区内ノ戸長ニ廻達スヘシ。各戸長亦之ヲ写取り里掌ト与ニ其所轄ノ人民  
ヨビヨセヲ徵致シ、懇ニ之ヲ告知スヘシ。

附 区長戸長ニテ取調ノ事件ハ右ノ例ニ非ス。

之ヲ適宜ニ施行スヘシ。

各区ノ布告掲示場清潔溢掃シ、不憚新布告ヲ掲示スヘシ。

一 布告ハ県庁ヨリ各区辨務所三渡スヘキニ付、速ニ各区ニ達スルノ方法適宜ニ之ヲ設クヘシ。

但差紙並諸御用ニ付徵召状共之ニ准ス。

右之条々可確守者也

壬申

七月

小倉県庁

豊前国各郡区町村長戸数等概表

区別	町村名
石数	下正路浦、出町、角木村、角木新町、北浦町、浦町、角木町、北新地、南新地、堀川町、御簾部屋、船場、北門通、二ノ町、姫路町、米町、塩町、船町、桜町、留生居町、弓町、矢場、船頭町、新堀、水主町、南福堀、小堀、袋町、北福堀、中間町、山ノ下、寺町、豊後町、餌差町、鷹匠町
戸数	小松武十郎
郡名	中津旧県士族
町村数	

区小三区大七第		区小二区大七第		区一小区大七第	
区三十七第	区二十七第	区一十七第	区十七第	区九十六第	
余石十百千六	余石四百八千五	余石四十二百三千五	余石三十六千六	余石六十六	
軒五十八百千	軒六十七千	軒十六千	軒六十四百二千	軒九十五百千	
毛下	毛下	毛下	毛下	毛下	
村二十	村十	村一十	村十九	町六十村二	
定留、田尻、是則、全徳、助部、中原、 北原、大悟法、大貞、福島、加来、	今津、赤迫、諸田、丸上、上伊藤田、下 伊藤田、野依、上植野、下植野、鍋嶋、	大塚、磯瀬、丑神、一ツ松、金手、宮夫、 東濱、大新田、合馬、上池永、下池永、	中殿、嶋田、下宮永、上宮永、高瀬、万 田、湯屋、相原、永添	新魚町、出小屋町、高畠上ノ丁、高畠中 ノ丁、金谷村、萱津村	古魚町、吉博多町、枝町、三ノ丁、片端、 京町、職人町、新博多町、殿町、諸町、
住居村津今	住居村部助	住居村田嶋	住居村谷金	族士津中	
今 津 俊 一 郎	今 永 健 平	嶋 田 朔 三	金 谷 平 米	原 岡 彦 三	

区小五区大七第		区小四区大七第	
区七十七第	区六十七第	区五十七第	区四十七第
余石四十八百七千	余石一十四百千三	余石七十二百六千四	余石十九百九千三
軒十五百六	軒九十四百七	軒一十九百七	軒七十三百七
毛下	毛下	毛下	毛下
村六	村十	村八	村七
福上、柄木、中烟、川原口、大野、楓木	樺田、下屋形、今行、西屋形、東屋形、曾木、冠石野、平田、多志田、三尾母、小友田、	西田口、東田口、森山、下株、上株、深水、上深水、西株、	佐知、土田、白木、小袋、上下諫山、原口、成恒、
住居村野大	住居村木曾	住居村水深	住居村田土
梅木泰三	曾木圓治	深水条平	矢野敬一

区小二区大八第	区小六区大七第	区 小 七 区 大 七 第	
区一十八第	区十八第	区九十七第	区八十七第
石五百六千二	余石六十三百九千四	余石九十五百七千三	余石五十五百九千二
軒六百四	軒三十三百四千	軒八十八百八	軒九十八百五
佐 宇	毛 下	毛 下	毛 下
村 九	村 八	村 七	村 七
口、上麻生、岳首、灘 中村、黒村、山袋、下麻生、中麻生、山	西谷、柿山 跡田、折元、落合、東谷、戸原、山移、	柿坂、嶋村、大久保、金吉、樋山路、宮 園、中摩	宇曾、藤木、守実、平小野、吉野、小屋 川、草本、楓木
住居村生麻	住居村合落	住居村 嶋	住居村本草
麻 生 資三郎	小 川 基 作	相 良 補 介	木 村 栄

区区第〇 四八印 小大		区小三区大八第一		区小一区大八第二		区小二区大八第三	
区六十八第一	区五十八第一	区四十八第一	区三十八第一	区二十八第一			
石六十八千四	石三十八百八千五	石六十五百三千四	石三十九千五	石四十千四			
軒八十五百六	軒五十八百九	軒七十百六	軒四十二百五	軒四十三百四			
佐宇	佐宇	佐宇	佐宇	佐宇			
村十	村拾	村八	村九	村八			
荒木、吉松、城、東今井、森山、上乙女、下乙女、乙女新田、	屋新田、尾永井、下時枝、上時枝、下高、上高、濱高	赤尾村分 上鋪田村支配	富山、下庄、上庄	南鋪田、上鋪田、中鋪田、下鋪田、宮熊、	笠松、上赤尾、中赤尾、下赤尾、今仁、 清水、木部、佐野、大根川	猿渡、東山下、西山下、下元重、上元重、 末村、木内、今成、	
住村松吉	住村井今西	住村松笠	住村川根大	住居村渡猿			
吉松 次郎兵衛	城七郎	矢頭完八郎	大根川壯藏	田口新吾			

三九〇 小大印十区小二区大九第 区区		区小一区大九第 八十八第 区区		区小四区大八第 区七十八第 区区	
区二拾九第 石四十九百四千三 軒五十八百七 佐 宇 村 七		区十九第 石一百二千三 軒五十二百七 佐 宇 村 四十		区九十八第 石九十六百七千二 軒七十八百五 佐 宇 村 八	
八十八第 石二千 軒十三千 佐 宇 村 二		八十八第 石八十三百七千五 軒一千五百 佐 宇 村 二		八十八第 石八十三百七千五 軒一千五百 佐 宇 村 二	
橋津○ 高森○ 和木○ 小向野○ 北室佐○ 南宇佐○ 内足○		東大堀、水崎 山、岩崎、出光、金丸、西屋敷、江熊、西木、荔芋田、立石、辻、青森、西堀、	佐々禮、西大堀、蟻木、松崎、北鶴田新田、久兵衛新田、巖保新田、	金屋、長洲	烟田○ 川部○ 江島○ 中須賀○ 神子山新田○ 高砂新田○ 郡中新田○ 順風新田○ 住ノ江○ 沖○
住 村 田 樋 一	木 魁	住村田宇苑	住 村 木 蟻	佐村洲長	佐 村 部 川 曾 七
住 村 田 樋 一	木 魁	友 岡 貞 夫	蟻 木 八 衛	本 多 新 三 郎	川 部 曾 七

区区第〇 七八印 小大	区小七区大八第	区小六区大八第印	区小五区大八第	区小三区大九第
区六十九第	区五十九第	区四拾九第	区三拾九第	区式拾九第
石七十五百五千三	石二十二百七千二	石十六百七千三	石四十八百五千二	石九百八千三
軒九十七百四	軒七十五百五	軒五十二百五	軒八十二百六	軒百六
佐 宇	佐 宇	佐 宇	佐 宇	佐 宇
村 二 十 二	村 三 十	村 一 十	村 七	村 八
瀧 貞、屋 台、田 所、 小 平、平 原、上 納 持、 下 余、	溫 見、 大 重 見、 月 ノ 又、 和 田、萩 迫、岡、 大 坪、栗 山、 上 余、土 岩、	高 並、 下 船 木、 五 名、日 ノ 岳、 景 平、宮 原、大	香 下、櫛 野、 落 狩 倉、山 城、原 口、 御 脊、下 副、 斎 藤、上 副	上 田、芝 原、四 日 市、葛 原、石 田、閻、 辛 鳴、大 塚、山 本、樋 田、法 鏡 寺、別 府、 中 原、
住 村 良 惠 下	住 村 生 麻 中	住 村 副	住 村 島 辛	住 村 田 挑 下
惠 良 三 郎	麻 生 雄 藏	副 牧 三 郎	辛 鳴 祥 平	直 山 慎 藏

○  
下矢部○  
上矢部○

区小五区大九第		区小六区大九第		六九△ 小大印 区区	
区壹百第	区百第	区九十九第	区八十九第	区小四区大九第	
石九百四千三	石九十二百千二	石十九百五千二	石十七百四千二	石三十百九千	
軒八十五百四	軒九十三百二	軒六十九百二	軒十二百四	軒一十九百二	
佐 宇	佐 宇	佐 宇	佐 宇	佐 宇	
村 二 十	村 八	村 三 十	村 五 十	村 四 十	
上宣籠 <small>ヨモリ</small>	庄、上庄、妻垣、大口田、松本、川崎、 板場、六郎丸、五郎丸、若林、東椎屋	森、今井、下内河野、上内河野、元村、 上釜ノ口、下釜ノ口、野山	鳥越、西光寺、大村、納屋鋪、有德原、 矢上、上ノ烟、広連、水車、疊石、山ノ 福貴野、寒水	北山、中、小坂、広瀬、新洞南毛、△ 田、原、新原、木ノ雲、下市、折敷田、 上市、古市、下舞田、上舞田	△番木、△平山、△大仏。 △船板、△龍王、△恒松。 △辻、△田ノ口、△境坪、△田ノ口。 △中山、△弘木、△川底、△弘木。
住村場板	住村烟ノ上	住村上	矢	住村毛 南	住村山 中
板 場 雄三郎	上 烟 覚 平	矢 上 武十郎		加 来 欣次郎	中 山 広兵五

参考文献

豊前国各郡区町村区長戸数管轄等概表・区長・戸長職掌及心得書（小倉県） 北九州市 福岡県立図書館  
 大分県史、中津市史、宇佐市史、壹富町史、下毛郡誌、中津の歴史、大分県の百年、日本史年表  
 角川日本地名大辞典（44）大分県

計				総				区小五区大九第			
村	人	戸	数	郡	数	区	数	区三百第	区貳百第		
八百一拾三、		六万四千二百拾軒	三拾六萬六千八百八拾八石七斗一升六夕八才		八	百〇三		石七十九百九千	石十七百三千三		
		町数、七十五						軒八十五百三	軒十六百三		
								佐 宇	佐 宇		
								村 十	村 二 十		
								河野、佐田、旦尾、矢寄、久井田	熊、正覚寺、平ヶ倉、房ヶ畑、山蔵、内		
										ノ坪、塔ノ尾、尾立、東恵良、上猶本、下猶本、戸方	
										住村垣妻	
										妻 垣 彦 郎	